

要求水準書（案）

修正前

新庄寺（長浜）県営住宅建替事業

要求水準書（案）

令和元年12月20日

滋賀県

目次（略）

第1 総則 ～ 第4 県営住宅等整備業務の整備に関する条件（略）

修正後

新庄寺（長浜）県営住宅建替事業

要求水準書（案）

令和元年12月20日

令和2年 2月21日修正

滋賀県

目次（略）

第1 総則 ～ 第4 県営住宅等整備業務の整備に関する条件（略）

第5 入居者移転支援に関する条件

1 入居者移転支援業務に関する基本的事項

(1) ～ (4) (略)

(5) 業務概要

入居者移転支援業務の概要は以下の通りである。

業務	業務対象期間	業務対象	業務概要
移転計画策定業務	(略)	(略)	(略)
仮移転支援業務	(略)	(略)	(略)
本移転支援業務	(略)	(略)	(略)
社会資本整備総合交付金等申請関係書類の作成支援業務	(略)	(略)	(略)
会計実地検査の支援業務	<u>本業務終了後</u>	(略)	(略)
業務報告	(略)	(略)	(略)

2 仮移転支援業務 ～ 6 業務報告 (略)

第6 県による事業の実施状況のモニタリング (略)

第5 入居者移転支援に関する条件

1 入居者移転支援業務に関する基本的事項

(1) ～ (4) (略)

(5) 業務概要

入居者移転支援業務の概要は以下のとおりである。

業務	業務対象期間	業務対象	業務概要
移転計画策定業務	(略)	(略)	(略)
仮移転支援業務	(略)	(略)	(略)
本移転支援業務	(略)	(略)	(略)
社会資本整備総合交付金等申請関係書類の作成支援業務	(略)	(略)	(略)
会計実地検査の支援業務	<u>本業務開始時点から終了後3年間</u>	(略)	(略)
業務報告	(略)	(略)	(略)

2 仮移転支援業務 ～ 6 業務報告 (略)

第6 県による事業の実施状況のモニタリング (略)